

埼玉県草加児童相談所
会計年度任用職員(心理相談員)募集要項

次のとおり会計年度任用職員(心理相談員)を募集します。

1 職務内容

- (1) 家族支援プログラムに関すること
- (2) 継続指導(通所指導)等に関すること
- (3) 心理判定・心理治療に関すること
- (4) 療育手帳交付に係る事務に関すること

2 応募資格

- (1)必要な資格・経験

公認心理師、臨床心理士または同等以上の能力を有する者

- (2)必要な免許等

パソコン(ワード、エクセル等)の基礎的技能を有している者

- (3)年齢・性別・学歴は問いません。

- (4)国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

健康で児童福祉の増進に熱意及び識見を有する者

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

- (1)任用期間

令和7年9月1日から令和8年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、再度任用されることがあります。

- (2)勤務日数・勤務時間

原則週4日・週29時間(午前9時30分～午後5時45分(7時間15分))

※休憩時間:原則正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

- (3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～翌年1月3日)です。

(4)休暇

年次休暇7日、その他は県の規定によります。

(5)報酬

月額:171,300～202,400円

(時間額:1,363～1,611円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

(6)諸手当

期末手当:報酬月額に期別支給割合及び在職期間別割合を乗じて得た額

(7)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(8)社会保険

健康保険(共済)、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(9)勤務地

埼玉県草加児童相談所

所在地:〒340-0035 草加市西町425-2

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

6 応募について

(1)応募は、令和7年8月4日(月)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書・身上書に写真を貼り、必要事項を記入の上、提出してください。

ただし、応募状況により、期限前でも募集を締め切ることがあります。

(2)提出は、郵送又は持参となります。

(3)封筒の表面には「会計年度任用職員(心理)応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。

(4)郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません。

(5)持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後6時15分までです。

7 選考方法等について

(1)第一次審査

応募書類による選考を行います。

(2)第二次審査

第二次審査(面接及びパソコン技能)は、草加児童相談所内の会場で、令和7年8月6日(水)午後又は8月7日(木)午後に実施します。時間については、別途、連絡をいたします。

なお、応募書類の返却はしていません。

(3)最終合格

第二次審後、速やかに二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地:〒340-0035 草加市西町425-2

担 当:埼玉県草加児童相談所 副所長 石井 健一

電 話:048-920-4152